

2総防管第3857号  
令和3年3月5日

公益社団法人 全国学習塾協会 御中

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。  
現在、都内の感染者数は下げ止まりが継続し、依然として非常に厳しい状況です。  
こうした中、国において、1都3県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に  
基づく緊急事態宣言を令和3年3月21日まで延長することが決定されました(資料1)。

このことを受け、都は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急  
事態措置等」を延長しました(資料2)。

この内容は、都民の皆様に対しては、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛  
の要請、事業者の皆様に対しては、法第24条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時  
間短縮の要請(営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時  
まで)、業種別ガイドライン遵守の要請及びイベントの開催制限(人数上限5,000人、  
かつ、収容率50%以下)の要請、また、法には基づきませんが、同様の内容について、  
各種施設に対して引き続き、ご協力をお願いするものです。

また、令和3年3月5日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事  
務連絡(資料3)において、緊急事態宣言の延長等に伴うイベントの開催制限、施設の使用  
制限等の留意事項が示されましたので、お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいていると  
ころでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に  
つきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター  
「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(電話:03-5388-0  
567)」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よ  
ろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年3月5日付け事務連絡

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について

※別紙については、内閣官房ホームページをご参照ください。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

[https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_houkoku\\_20210305.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210305.pdf)

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年3月5日変更）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210305.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210305.pdf)

資料2・・・令和3年3月5日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

資料3・・・令和3年3月5日付け事務連絡

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について